



# 宮 崎 県 公 報

平成19年1月18日(木曜日) 第 1846 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 道路の区域の変更……………(道路保全課) 1
- 道路の供用の開始……………( “ ) 1

### 公 告

- 林業種苗生産事業者講習会の開催……………(森林整備課) 1

- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(地域産業振興課) 2
- 貸金業者の業務の停止……………(経営金融課) 2
- 土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 2

### 選挙管理委員会告示

- 不在者投票のできる施設の指定取消し…………… 3
- 個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正…………… 3

## 告 示

### 宮崎県告示第44号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年1月18日から平成19年2月1日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年1月18日

宮崎県知事職務代理者

宮崎県副知事 坂 佳代子

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
405	県道	西麓小林線	小林市大字細野字鳥居東2737番12地先から同市同大字字鳥居ノ元2760番10地先まで	旧	9.5 ~ 11.0	75.8
				新	12.1 ~ 15.3	

### 宮崎県告示第45号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年1月18日から平成19年2月1日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年1月18日

宮崎県知事職務代理者

宮崎県副知事 坂 佳代子

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
405	県道	西麓小林線	小林市大字細野字鳥居東2737番12地先から同市同大字字鳥居ノ元2760番10地先まで	平成19年1月18日

## 公 告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定により、生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成19年1月18日

宮崎県知事職務代理者

宮崎県副知事 坂 佳代子

- 開催の日時  
平成19年2月23日(金曜日)午前9時から午後5時まで
- 開催の場所  
宮崎市橋通東2丁目10番1号  
宮崎県庁7号館3階733号室
- 受講申込受付期間  
平成19年1月25日(木曜日)から平成19年2月14日(水曜日)まで
- 受講申込書の提出先  
最寄りの農林振興局及び宮崎県西臼杵支庁
- 受講手数料  
14,000円(宮崎県収入証紙により納付すること。)
- その他  
(1) 受講申込書は、最寄りの農林振興局及び宮崎県西臼杵支庁で交付する。  
(2) 詳細については、最寄りの農林振興局若しくは宮崎県西臼杵

支庁の林務課又は宮崎県環境森林部森林整備課（電話0985（26）7162）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成19年1月18日

宮崎県知事職務代理者  
宮崎県副知事 坂 佳代子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）生活協同組合コープみやざき高鍋店  
児湯郡高鍋町大字北高鍋字中畑田5036 外7筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
生活協同組合コープみやざき 理事長 大久保弘幸  
宮崎市瀬頭2丁目10番26号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
生活協同組合コープみやざき 理事長 大久保弘幸  
宮崎市瀬頭2丁目10番26号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成19年8月3日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,815㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
南棟東側（No.1）40台、北棟東側（No.2）53台、  
南棟南側（No.3）17台 合計 110台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
南棟東側（No.1）10台、南棟東側（No.2）16台、  
南棟東側（No.3）6台、南棟南側（No.4）10台、  
北棟南側（No.5）10台 合計 52台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
南棟内部南側（No.1）132.7㎡、南棟北側（No.2）72.5㎡、  
北棟南側（No.3）45.6㎡ 合計 250.8㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
南棟内部西側（No.1）15.6㎡、南棟内部西側（No.2）14.7㎡、  
南棟内部北側（No.3）6.1㎡、南棟内部南側（No.4）7.5㎡、  
北棟内部西側（No.5）4.5㎡、北棟内部西側（No.6）4.5㎡、  
北棟内部西側（No.7）3.0㎡ 合計 55.9㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時30分
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分～午後9時45分
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
南棟東側駐車場（No.1）東側1箇所、北側1箇所、  
南側1箇所、  
北棟東側駐車場（No.2）東側1箇所、南側1箇所、  
南棟南側駐車場（No.3）北側2箇所

合計 7箇所  
(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時～午後9時30分

- 8 届出年月日  
平成18年12月27日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所及び宮崎県延岡商工労政事務所
  - (2) 期間  
平成19年1月18日から平成19年5月18日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
  - (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課
  - (2) 期間  
平成19年1月18日から平成19年5月18日まで
- 11 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定により、貸金業者の業務の停止を次のとおり命じた。

平成19年1月18日

宮崎県知事職務代理者  
宮崎県副知事 坂 佳代子

- 1 商号又は名称  
ブラフィタブル
- 2 氏名  
杉田 幸一
- 3 主たる営業所等の所在地  
宮崎市花ヶ島町南赤江町2126番地1 K A N S 7 202号
- 4 登録番号  
宮崎県知事（N1）第 01739号
- 5 登録年月日  
平成16年7月22日
- 6 処分をした年月日  
平成19年1月5日
- 7 処分の期間  
平成19年1月6日から平成19年5月5日まで 120日間
- 8 処分の範囲  
営業所等における貸金業の業務の全部（但し、弁済の受領に関する業務、訴訟又は調停に応じる業務を除く。）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、上祝子土地改良区（延岡市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年1月18日

宮崎県知事職務代理者  
宮崎県副知事 坂 佳代子

- 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
総括監事	黒 田 義 治	延岡市宮長町 119

(任期：平成19年3月31日まで)

## 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
総括監事	黒 田 芳 秋	延岡市宮長町 173

## 選挙管理委員会告示

### 宮崎県選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票のできる施設の指定を次のとおり取消した。

平成19年1月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

名 称	所 在 地	取消年月日
医療法人三和会京町温泉病院	えびの市大字亀沢 391-1	平成19年1月3日
医療法人博信会佐井病院	延岡市永池町2丁目5番地の4	
医療法人昭和会黒瀬病院	延岡市溝口町2丁目123番地	

### 宮崎県選挙管理委員会告示第13号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成18年宮崎県選挙管理委員会告示第65号）の一部を次のように改正する。

平成19年1月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧中「（平成18年6月1日現在）」を「（平成18年12月31日現在）」に

「 浜野島自治公民館 」	「 〃 大字内海6220番地 」	「 40 」
--------------	------------------	--------

及び

「 中央保育園 」	「 〃 清水2丁目8番7号 」	「 70 」
-----------	-----------------	--------

を削り、

「 都城市山之口健康増進センター 」	「 〃 山之口町富吉3477番地6 」	「 200 」
--------------------	---------------------	---------

を 「 都城市山之口健康増進センター 」	「 〃 山之口町富吉3491番地 」	「 200 」
-------------------------	--------------------	---------

に、

「 都城市上富吉地区体育館 」	「 〃 山之口町富吉1752番地7 」	「 200 」
-----------------	---------------------	---------

を

「 都城市上富吉地区体育館 」	「 〃 山之口町富吉1572番地7 」	「 200 」
-----------------	---------------------	---------

に、

「 都城市高城地区体育館 」	「 〃 高城町穂満坊46番地2 」	「 1,400 」
----------------	-------------------	-----------

を

「 都城市高城体育館 」	「 〃 高城町穂満坊46番地2 」	「 1,400 」
--------------	-------------------	-----------

に、

「 古川公民館 」	「 〃 大字門川尾末 914番地 」	「 150 」
-----------	--------------------	---------

を

「 古川公民館 」	「 〃 南町4丁目 117番地 」	「 150 」
-----------	-------------------	---------

に、

「 南町二区公民館 」	「 〃 大字門川尾末1036番地21 」	「 90 」
-------------	----------------------	--------

を

「 南町二区公民館 」	「 〃 南町5丁目85番地 」	「 90 」
-------------	-----------------	--------

に改め、

「 北川町祝子川へき地保健福祉館 」	「 〃 大字川内名 10515番地の2 」	「 130 」
--------------------	-----------------------	---------

を削り、

「 家代公民館 」	「 諸塚村大字家代3764番地1 」	「 300 」
-----------	--------------------	---------

を

「 家代公民館 」	「 諸塚村大字家代3964番地1 」	「 300 」
-----------	--------------------	---------

に、

塚原伝統芸能伝習館	〃 大字家代2939番地	300
荒谷生活改善センタ	〃 大字家代6434番地	200
—		

」

を

塚原伝統芸能伝習館	〃 大字家代2849番地 3	300
荒谷生活改善センタ	〃 大字家代6901番地 2	200
—		

」

に改める。